

平成23年予算審査特別委員会会議録（第3日目）

平成23年3月17日（木曜日）

午前10時00分開議

午後 2時35分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

議案第 5号 平成23年度士別市一般会計予算

議案第 6号 平成23年度士別市診療施設特別会計予算

議案第 7号 平成23年度士別市国民健康保険事業特別会計予算

議案第 8号 平成23年度士別市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 9号 平成23年度士別市介護保険事業特別会計予算

議案第10号 平成23年度士別市介護サービス事業特別会計予算

議案第11号 平成23年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算

議案第12号 平成23年度士別市公共下水道事業特別会計予算

議案第13号 平成23年度士別市農業集落排水事業特別会計予算

議案第14号 平成23年度士別市工業用水道事業特別会計予算

議案第15号 平成23年度士別市水道事業会計予算

議案第16号 平成23年度士別市病院事業会計予算

議案第17号 士別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について

議案第18号 士別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 士別市特別会計条例の一部を改正する条例について

議案第20号 士別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について

議案第21号 士別市朝日町老人保健センター条例の一部を改正する条例について

閉議宣告

出席委員（20名）

委員 遠山 昭二 君

委員 松ヶ平 哲幸 君

委員 丹 正 臣 君

委員 出合 孝司 君

委員 十河 剛志 君

副委員長 渡辺 英次 君

委員 粥川 章 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員 谷口隆徳君  
委員 小池浩美君  
委員 井上久嗣君  
委員 田宮正秋君  
委員 菅原清一郎君  
委員 岡田久俊君

委員 国忠崇史君  
委員 山田道行君  
委員 岡崎治夫君  
委員 神田壽昭君  
委員長 斉藤昇君  
委員 山居忠彰君

事務局出席者

議会事務局長 藤田 功 君

議会事務局  
総務課主査 東川 晃 宏 君

議会事務局  
総務課主事 岡村 慎 哉 君

議会事務局  
総務課長 小ヶ島 清 一 君

議会事務局  
総務課主任主事 御代田 知 香 君

(午前10時00分開議)

委員長(斉藤 昇君) ただいまの出席委員は19名であります。

定足数を超過しておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(斉藤 昇君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

委員長(斉藤 昇君) なお、遠山昭二委員から遅参の届け出があります。

委員長(斉藤 昇君) それでは、これより16日に引き続き総括質問を行います。

松ヶ平哲幸委員。

委員(松ヶ平哲幸君) おはようございます。

23年度予算の中での最後の総括質問ということで、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、障がい者の福祉についてということでお伺いをいたします。

障害者の雇用支援ということにつきましては、障害者自立支援法が2008年、平成18年度に施行され、2009年、平成19年2月には成長力底上げ戦略において福祉から雇用へ推進5カ年計画というのを策定し、障害者の地域における福祉的就労から一般就労への移行を推進しているところではありますが、まず最初に、市の労働行政の中での障害者の雇用対策について何点かお聞きをしたいと思います。

国は、障害者の雇用の促進等に関する法律で、一部21年4月に改正をしましたが、この中で障害者雇用率制度を設けています。これは、身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合、いわゆる法定障害者雇用率を定め、この割合に相当する数以上の障害者の方を雇用しなければならないというふうになっています。

一般企業においては、常用労働者が56人以上の規模企業にあつては1.8%以上の身体障害者または知的障害者を雇用することを義務づけています。

そこで、最初の質問ですが、土別市内において常用労働者が56人以上の事業所の数と障害者の法定雇用率をクリアしている事業所の数を教えていただきたいと思います。

委員長(斉藤 昇君) 竹内商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹(竹内雅彦君) お答えいたします。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、会社全体でこの基準を満たしていればよいことになっておりまして、22年6月現在、本市に本社を有する企業でハローワークへの報告義務が課せられている対象事業所数は4社で必要雇用者数は9人ですが、障害者の実雇用者数はこの4社で7人となっており、2社が法定雇用率をクリアしておりますが、残り2社が1人ずつ基準を満たしていない状況となっております。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 4社のうち2社がクリアをしているということで、2社がクリアをしていない。全国平均を見ても50を切る達成率ということで、非常にこの部分については取り組みがおくれているということが言えると思うんですが、この障害者雇用の取り組みがおくれている現状にあっては、障害者雇用の経験が乏しいため、実際に雇い入れることに対してちゅうちょする面もあるのではないかというふうに思います。

また、障害者の側でも、就労経験がないため、どのような職種が向いているのか、どんな仕事に耐えられるであろうかといった不安もあると思います。

このことから、国は3カ月間の有期雇用として、事業主に対して1人につき月4万円を支給するトライアル雇用制度を実施していますが、市内での事業所でこの実績はあるんでしょうか。お伺いいたします。

委員長（斉藤 昇君） 竹内主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答えいたします。

国は、就職が困難な特定の求職者層を短期間の試行雇用として雇い入れた事業主への試行雇用奨励金を支給するトライアル雇用事業を実施いたしております。

士別市内におけるトライアル雇用の実績についてハローワークに確認いたしましたところ、平成22年度では企業6社が10名のトライアル雇用を実施しており、そのうち障害者の方につきましては4社が各1名ずつトライアル雇用をしているところでございます。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 3カ月間という短期間ではありますけれども、4社が障害者の方を雇用しているということで、国のこの制度についても一定程度効果がやはりあるものだなというふうに思っていますが、ハローワークが進める要件の中では事業所が56人以上という規定にはなっていないんですけども、やはり1人でも多くの障害を持たれた方が士別市内の事業所で働いていただくと、そういった取り組みを、やはり本来は国ですからハローワークの仕事なんだろうけれども、市としてもやはり積極的な働きかけが私は必要だと思うんですが、例えば雇用対策協議会ですか、それとか労働実態調査においてこの調査をするとか、調査ですからアンケートとは違うんでしょうから難しいのかもしれませんが、また、ずっと発行していると思いますが、「企業と労政」なんかも使って積極的に働きかけるといったことが必要だと思うんですけども、市はこの関係に対してどのような事業所に対して働きを行っているんでしょうか。

委員長（斉藤 昇君） 竹内主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答えいたします。

市からの障害者の雇用に関する事業所への直接的な働きかけは行っておりませんが、昨年3月に市雇用対策協議会が発行いたしました「企業と労政」に国の特定求職者雇用開発助成金を

掲載し事業者への利用啓発を行い、また、市の「中小企業支援ガイド」に国・道が実施しております支援制度等のお問い合わせを表記し、これらを市内329事業所に送付するとともに商工会議所、商工会、勤労者福祉協会に配架し、障害者の雇用に関する事業所への働きかけを行っております。

なお、今月発行いたします「企業と労政」に国の制度と市の雇用奨励事業をお知らせし、事業所へ制度の利用啓発をいたすこととしております。

また、市が毎年実施しております市内事業所の労働状況実態調査におきまして、今年度から障害者の採用状況も調査しておりまして、この調査結果をもとに今後の障害者雇用の促進について検討してまいりたいと考えております。

今後におきましても、市雇用対策協議会の機関誌などにより、随時、市内事業所等に障害者の雇用に関する制度を周知してまいりたいと考えております。

また、基準を満たしていない事業所につきましては、ハローワークに対して指導いただくよう申し入れてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 取り組み、周知をさせるという取り組みしかできないのかなというふうに思いますが、引き続き積極的な働きかけをお願いしたいと思っております。

この障害者の雇用の関係で、市は昨年、土別市中小企業振興条例の一部を改正をして雇用の奨励の中で中小企業が新たに雇用する常用労働者が障害者であって2年間を超えた場合、1人につき30万、短時間労働者として雇用した場合は1人につき20万円を支給することとしましたが、2年を超えた場合というんですから、去年つくったので実績というのはいないんでしょうけれども、この制度でこの1年間雇用したという実績というのはあるんでしょうか。

委員長（斉藤 昇君） 竹内主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答えいたします。

継続雇用後の助成、また、短時間雇用の1年継続後の助成につきましては、実績・見込みとも現時点ではございません。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 去年制度が新しくできたという部分でいけば、その分はまだ周知も伝わっていないのかなというふうに思いますが、この市の支援の中で中小企業基本条例の中での文面を読んでも、国が支援すると言った内容とほぼ同じになっているのではないかなというふうに思っています。1年を継続雇用して更に1年という、トータルとして2年という要件が定められているんですが、市もすると同じような内容なのかなと思って、ちょっとこの部分について国の制度と市の中小企業振興条例で定められている雇用の奨励で違いがあるのかどうか、ちょっとお聞きをしたいと思えます。

委員長（斉藤 昇君） 竹内主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答えいたします。

国は、特定求職者雇用開発助成金制度を設けておりますが、その中で事業主が新たに雇用者などに就職が特に困難な方を雇い入れ継続して雇用した場合に、事業主に対して賃金の一部を助成し、障害者等の雇用機会の増大を図ることを目的に支援策を講じております。

この給付の内容は、中小企業者が短時間労働者以外として重度障害者等を除く身体・知的障害者を雇用した場合、1年6カ月間で135万円を、重度障害者等を雇用した場合は2年間で240万円を支給するもので、短時間労働者として身体・知的・精神障害者を雇用した場合は1年6カ月で90万円を支給するものであります。

先ほど委員がおっしゃいましたとおり、国の制度では雇用期間中の支給対象期ごとに給付金が支給され、市の制度では障害者の場合2年間継続して雇用されたことに対して助成金を支給いたしております。

いずれの制度も障害者の雇用機会の創出を図ることを目的としておりまして、制度に若干の違いはありますが、上乘せの形になっております。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） ハローワークの所長ともちょっとお話をさせていただいて、この国の基準でいくと何が一番問題なんだということで尋ねたところ、どうしても常用だとフルで働かないきゃいけない、そして2年間ということで、該当する56人以上の企業は4社ということなんですけれども、どうしても常用で2年間というのが大変厳しい要件なんだということをおっしゃっていました。

それで、今の中小企業の市の条例・規則でいくと、国が支給したのに対して上乘せで支給するという形になっているので、私はこれ、屋上屋じゃないですけども、国の上乘せして市が援助するのではなくて、国が見切れない部分を市がやはり制度として見るべきだというふうに思っているんです。

例えば通年雇用が難しいということになれば、例えば農業地帯ですから農作業のある期間、それが1年で終わるんじゃなくて2年、3年という連続して雇用すると、そういった契約なんかも結べる部分、例えば夏期間だけの清掃の部分でやるという、そういったところも該当した部分も市として独自のほうで助成するほうが私はより効果的だというふうに思うんですが、もちろん障害の程度とか作業の内容によって十分精査しなければならないことは承知していますが、私はぜひ市が率先して障害者の雇用の場の確保を働きかけるといったことも含めて、そういった制度の今の制度の見直しを要望するものなんです、市としての考え方をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（斉藤 昇君） 竹内主幹。

商工労働観光課主幹（竹内雅彦君） お答えいたします。

障害者の雇用の確保の困難さから、制度を変えて期間を限定した雇用について支援をとのことでございますけれども、この場合、同一事業者や同一雇用者を対象に繰り返し助成することが想定されます。このため、直ちに期間を限定した雇用に対する支援は難しい面があるかと思っておりますけれども、安定した雇用に向けての準備期間にどういった支援が可能か、あるいは本当に働きたいと思っている方に就労のために何ができるか、商工や福祉など関係団体と協議いたしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 確かに条件含めてかなりクリアしなきゃいけないハードルは高いと思いますが、少しでも、一人でも私は多くの障害を持った方々が就労できるような形の中で市の独自の政策というのをつくっていただきたいと思っております。

それで、次の項目に入らせていただきます。

先ほど障害者雇用促進法が一部を改正されたということで、中小企業のほうに該当する分だけをお聞きをしましたが、次の市が自治体として障害者の方の雇用率とその内容についてお聞きをしたいと思っております。

国は、先ほどの雇用促進法の中では地方公共団体における障害者雇用率、法定雇用率は2.1%と定めていますが、去年の4月1日時点で結構ですが、その日の職員数の数と、その率を掛けた雇用しなければいけない障害者の数と、そして実際に市が職員として採用している障害者の方の人数を教えてくださいたいと思っております。

委員長（斉藤 昇君） 浅利総務課主幹。

総務課主幹（浅利知充君） お答えします。

障害者雇用の関係でございますが、昨年7月以降であります、障害者雇用率の算出方法が一部変更となっております。非常勤の短時間職員も対象に加えられたところであります。そこで変更しておりますので来年度23年度でお答えさせていただきますが、4月1日の法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数は、現時点では474名の予定でございます。そこから算出される障害者雇用数は9名となっております。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） となると、23年の4月1日時点。法改正がなって短時間労働者の0.5もカウントできるというのは私も承知をしているんですけども、去年の4月でいいんですけども、その数、率でいった数と実際に職員で採用となっている実際の数をお聞きしたかったんですが。

委員長（斉藤 昇君） 村上総務課長。

総務課長（村上正俊君） 22年4月で申し上げますと、カウント上9名となっております。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） ちょっと私の事前の言い方もまずかったかもしれませんが申しわけありません。数の部分でいけば恐らく達成はしているんですよね。

委員長（斉藤 昇君） 村上課長。

総務課長（村上正俊君） 達成はしています。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） これもお伝えしていなかったんですけども、地方公共団体においては一般行政と教育委員会というのを別に計算する仕組みになっているはずなんですけれども、教育委員会のほうは総務でも把握をしていますか、その障害者の率については。

委員長（斉藤 昇君） 村上課長。

総務課長（村上正俊君） 現在承知はしておりません。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） トータルで恐らく含めて達成はしていると思うんです。これ達成していなかったらとんでもないことになるので。

本来は教育委員会と、国は本当は一般行政と教育委員会を分けるべきだというふうになっているんですが、それ規模が小さい部分でいけば大変難しいという部分も承知をしていますので、ただ、全体的なカウントの中でのトータルでその雇用率はクリアしているという視点の中でお聞きをします。

達成はしているんですけども、市は採用時に障害者の雇用枠としての採用実績はあるんでしょうか。

委員長（斉藤 昇君） 村上課長。

総務課長（村上正俊君） 過去の市の職員採用試験においては、障害者の雇用枠を別に設けて実施した経過はございません。

それから、先ほどの法定雇用率の関係、今年の4月1日なんですけど、346名に対しまして9人雇用しておりまして、実雇用率としては2.6%となっております。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 率は達しているということでオーケーなんですけど、採用時に障害者の雇用枠としての実績はないということで、言いかえれば採用したときには職員全員健康だったんですよ。たまたま不幸にも病気になって障害者になったから障害者の雇用でカウントしているというのが実績ですよ。現状はそういうとらえ方でいいんですよ。

委員長（斉藤 昇君） 村上課長。

総務課長（村上正俊君） 職員の採用に当たりましては、障害の有無を特に条件としておりませんでしたので、採用時に既に障害をお持ちの方もいらっしゃいますし、委員お話しのとおり採用後に病気となり障害を持たれた方もいらっしゃいます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） この問題に関しては、商工労働観光課の労働行政として、民間の企業には障害を持たれた方を雇用してくださいと言っておいてですよ、やはり市はその部分には一切タッチをしていない。たまたま不幸にも病気になった職員が障害者になったんだから障害者でカウントしたら法定雇用率は達成したというのが今の現状だと思います。

私も本来、国のいう法定障害者雇用率というのは障害を持たれた方に就労の機会を与えるというのが本来の障害者の雇用というものだと思っているんです。土別でも障害を持たれた方が土別市役所でも働けるんだという、そういう実績を私はつくらなきゃいけないんじゃないかというふうに思っています。

ですから、先週の一般質問の中でも私、職員適正化計画ということでもお尋ねをしましたが、しっかり職員の適正化計画の中でも障害者の枠ということの中でしっかり位置づけをしていかなければいけないと思うんですけれども、市の考え方をお聞かせください。

委員長（斉藤 昇君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 障害者の方々がその持てる力を存分に発揮して健常者の方と一緒にあって社会活動あるいは経済活動、こうしたものに参加していくということについて、これは大切なことだというのは、今、松ヶ平委員のお話のとおりだというふうに私も思います。

それで、今のうちの定員適正化計画ですけれども、これは今年度で終了するということになりまして、新しい計画に向けての今作業を進めているところであります。

お話にあった障害者枠ということについては、今のところ新たに設けるという考え方には立っておりませんけれども、お話にありましたように法定雇用率の関係もあって、これはもう行政としてはしっかり遵守していかなければならないこと、更にはこの建物等々含めて、本庁舎等々含めて、まだバリアフリー化についても十分でないというような状況、課題も残っています。

こうしたことを総合的に勘案しまして、今後、計画の策定あるいは障害者の方の雇用については十分に意を配ってまいりたいと考えております。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 今、総務部長の答弁のように、確かにこの市役所の本庁舎内見ても、エレベーターは設置はされましたけれども、身体障害者の方のトイレというのは1階にあるのみと。外郭職場にあってはなかなかそこまでの整備がされていないというのが現状ですので、今すぐにというのは大変やはりこれも私も難しい課題だというふうに思っていますが、ぜひ前向きにこの部分にも取り組んでいただきたいと思ひますし、もう1点、例えば教育委員会の中で、先ほどは率は別々にしていないで一本でという話もあったんですけれども、例えばスポーツ振興の中においても障害者の方のスポーツ大会という、このパラリンピック含めてやられているわけですから、ぜひ土別のスポーツ振興上においても障害を持たれた方のスポーツの普及拡大といったものも含めて、ぜひそういう障害を持たれた方がスポーツの指導に当たるような、そ

ういった職員の配置なんかも今後考えていく必要があるというふうには思っていますので、ぜひこれらが可能になるような取り組みをお願いをしたいというふうに思っております。

次の質問に入らせていただきます。

次に、障がい児に対する支援策についてお伺いをいたします。

近年、少子化が進行する中、社会全体で子どもの育ちと子育てを与えることにより、すべての子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる環境づくりが必要とされています。

牧野市長は、これらの課題に土別市を子育て日本一のまちにということで積極的に取り組まれており、これに関する課題について大いに評価をできるものだというふうに思っています。

そこで、子育て環境づくりの中で、特に障害児に対する支援策について、何点かお伺いをしたいと思います。

最初に、障害児の就学前の支援についてであります。

障害を持つ児童の受け入れに対して、市はどのように対応しているのか、まずそれをお聞きをしたいと思います。

委員長（斉藤 昇君） 藤森こども・子育て応援室主幹。

こども・子育て応援室主幹（藤森裕悦君） 現在、こども通園センターのぞみ園で発達障害児等々への個別指導など通所サービスを実施しております。

また、のぞみ園通園児童については、市の認可保育所や幼稚園、それから認可外保育所などが受け入れを行っておりまして、おおむね9割程度が何らかの児童施設に通園しております。

市の保育園では、障害担当保育士を介しながら障害児童の受け入れを行っております。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） もう1回確認をします。おおむね9割程度はということで、例えば市の今保育園ですか、3カ所ありますけれども、この保育園で障害児が入りたいと、預けたいという希望に対しては、受け入れられないということ、あるいは待機しなきゃいけないという実績はあるんでしょうか。

委員長（斉藤 昇君） 池田こども・子育て応援室長。

こども・子育て応援室長（池田文紀君） お答えをいたします。

障害を持っておられる方については、認可保育園については基本的に、今、主幹が申し上げましたようにお受けをしております。ただ、障害の程度によりましては職員を加配するというか体制をきちっとつくと受け入れをきちっと責任持って行えない場合がありますので、去年もそうだったのですが、若干お待ちをいただいて職員の手配をして、新たに雇用するなどして対応させていただいているというような場合もありますが、基本的には、程度によりましてから専用の施設でないとかだめなところもありますが、できる限りの受け入れをさせていただいております。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 就学前にあつては保護者から要望がある児童に対してもほぼ受け入れる態勢が整っているということで確認をさせていただきたいと思いますが、大分数年前と比較すると相当この部分については整備が整えられたということで安心をしておりますが、次に学齢期、小学校入学後、就学後の児童についてお伺いをいたしますが、とりわけ障害を持たれた子供が放課後や夏休みにおける居場所の確保ということでお聞きをいたします。

今の現状からすると、今の市の施設からすると、児童の放課後の受け入れは児童館になると思うんだけど、障害を持った児童の受け入れ、児童館での受け入れ体制についてはどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

委員長（斉藤 昇君） 藤森主幹。

こども・子育て応援室主幹（藤森裕悦君） 児童館で実施しております留守家庭保育室については、できる限り障害児の受け入れを行うこととしております。特に運用規則だとか受け入れ実施要綱などを設置しているわけではありませんけれども、現状の職員配置や施設設備の面もありますことから、心身の健康状態が安定していたり集団生活に支障を来さないなど、児童館の施設設備での受け入れが可能な軽度の障害児童について受け入れを行ってきております。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 小学校の特別支援学級に通っている児童など、その軽度障害児以外、いわゆる重たい障害を持たれた子の受け入れというのはどうなっているのでしょうか。

委員長（斉藤 昇君） 藤森主幹。

こども・子育て応援室主幹（藤森裕悦君） 小学校におきましては、専門の養護教員を配置しまして、場合によっては1対1の指導を行っているということも聞いております。したがって、専門の指導員の配置が必要ですし、肢体不自由児の児童もおられますことから、バリアフリー化など施設の整備も必要となってまいりますので、現状では受け入れることは困難であるという状況にあります。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 今の児童館を見れば、施設的にそういう設備は整っていないということで、今の段階では受け入れられないんだなということは改めて今確認をさせていただきましたが、児童の放課後の安全な居場所づくりとして、現在、南小学校で放課後子ども教室を実施していますが、ここでは障害のある児童に対しても安全な居場所づくりや留守家庭対策等、必要と思うんですけども、市のこれらに対する考え方をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（斉藤 昇君） 藤森主幹。

こども・子育て応援室主幹（藤森裕悦君） 委員お話しのようにどのような子供であっても健全に育つ権利がありますので、これを実現することが行政の役割というふうに考えております。

しかしながら、さきに申し上げましたとおり障害のある児童を受け入れるためには施設整備

や専門職員の配置などきちんとした体制をつくることが必要となりまして、新たに施設を整備するとか、あるいは既存の民間施設などと連携して実施するという検討も必要でありますし、また、体制を整備する上では全体の需要量の把握も必要でありますことから、どのような対応が今後必要か、多様な角度から検討していく必要があると考えております。

また、児童館の留守家庭保育室につきましても、共働き家庭を対象として実施しておりますが、一部の障害児を持つ家庭の要望として、共働きはしていませんけれども緊急の用事などがあって一時的に預かっていただける制度が欲しいという要望があるとお聞きしておりますので、当面は既存制度としてあります土別市日中一時支援事業、これがありますので、この事業の活用による障害児の一時受け入れなど考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 今、障害児の一時預かりという、土別市日中一時支援事業のことだと思うんですけども、この一時支援事業の内容、簡単でいいんですけども内容と、この事業の利用状況をちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが。

委員長（斉藤 昇君） 仁村保健福祉部次長。

保健福祉部次長（仁村光春君） この事業は、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息や社会参加の機会を確保することを目的といたしまして、その日中の一時預かりを社会福祉法人に委託し実施している事業であります。

利用状況につきましては、平成20年度は5名の方が延べ73日間、21年度は6名の方が延べ53日間、22年度におきましては1月末現在で、6名で延べ152日間利用されているところであります。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） ここ3年だけでも相当利用される方が伸びているということですが、最初子育て応援室からも回答いただいた中で、就学前についてはかなりの支援がされていると。私もこの障害を持った親の方々と話をしたときに、保育園に行っているときはよかったんだけど、小学校へ入ったらどこも見えてくれないと。児童館に行っても断られた。

確かにそのお子さんは重度の障害を持っている方ですから、先ほど、今の答弁ありました児童館では無理だと、施設的に無理だということですが、その中でやはりお母さんたちと話をすると、障害を持たれた保護者の方々大変なんですよ。

障害者自立支援法ができて、当初スタート時は1割負担と、それが10%負担というものがここ数年で3割から2割の負担ということで、軽減されているとはいえ、やはり財政的にもすごく負担がかかっている。その中でお母さんがどうしてもやはり働かなきゃいけないと。近くに親戚なり祖父母がいれば面倒見てもらえるというのもあるんでしょうけれども、たまたま私1人のお母さんから話を聞いたときには、上の子が高校生なので、娘が障害を持った子が小学生

ですと。学校から帰ってきたら、上の娘に部活もやらないで面倒見ているのが実態なんだと。

そういった意味で家族を含めて相当御苦労されているという部分があるようですから、このような現状からそういう方々を一刻も早く手当てをしてあげなければいけないと思うんですが、さきにお話があったように市の公共施設、特に放課後でいけば児童館でも対応していることは限界があるようですから、早急に対応するためには、先ほど主幹からも話がありましたが、民間の施設を活用するなり、どうしても障害持たれた子どもの数が固定されているわけじゃありませんから人数も多くなったり少なくなったりするという現状からすれば、民間にもやはりそういう人材を持った人たちに力をかりるなど対応していくべきだというふうに私は考えます。

また、24年度からは国は障害者自立支援法の見直しを行う中で、この放課後デイサービスを障害者自立支援法の中で実施するという方向が決められています。まだ具体的な内容については各市町村までおりてきていないようですが、この障害児童の放課後対策をやはり充実することが決まっていますから、ぜひ障害者自立支援法の中の活用を取り入れた対応をお願いするとともに、早急に私やはりこういう問題、課題に対しては対応していくというふうに思っていますが、現時点での市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

委員長（斉藤 昇君） 仁村次長。

保健福祉部次長（仁村光春君） 就学後障害児童の居場所づくりについてであります。まずは障害児の放課後の市内における居場所づくりとしての学童保育室等の需要がどれくらいあるのか、また、その需要は一時的な保育を希望されているのか。一部の家庭に現一時的保育を希望されているというお話は伺っておりますが、そうした一時的保育に加えて、あるいは毎日続けるの常時の保育を必要とされているのか、そういったことについて調査を行ってまいりたいと考えております。

そして、その調査結果に基づきまして、現段階では常時での保育はまだ難しいものがあると思いますが、障害児を養育されている家族の方の休息でありますとか緊急的な家の用事、あるいは就労などによって一時的に子供を見ていただきたいとして必要となった場合は、先ほど申し上げました障害児の学童保育などを行うことのできる専門職員の配置や施設の面でも環境が整っている市内民間事業所の施設がありますので、当該事業所と日中一時支援事業を活用いたしましてこの取り組みの委託ができないものか十分協議をいたしまして、放課後の居場所づくりが可能となるよう努めてまいりたいと考えております。

更に今後の状況に応じて、障害児の一時的保育に加え、常時保育など学童保育等の安定拡大の取り組みにつきましましては、松ヶ平委員お話しのように障害者自立支援法の見直しの中で24年度に障害児放課後対策事業の創設が計画されております。事業内容の詳細が明らかになりましたら、本事業の活用も視野に入れ、この対応について検討いたしてまいりたいと存じます。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 障害者自立支援法の中で24年4月スタートということですので、ぜひこ

の国が制度を変えるという部分におくれることなく対応していただきたいと思ひますし、これはまだ本来は児童館がやる仕事だけれども、施設が整っていないからできないということであれば、この自立支援法の4月からということを持たないで、私は一日でも早くこの対策を行っていただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

それでは、次の課題に入ります。

市の奨学資金貸付制度についてお伺いをいたします。

この制度は、向学心に富みながら、経済的な理由により就学が困難な方に奨学金を貸与する。貸付額は高等学校が月1万円、短期大学・大学が同じ月2万5,000円、高等専門学校や専修学校にもそれぞれ貸付額が決められています。このことに関して、最初に予算では、21年度では888万円、22年度は90万円増額して978万円とし、新年度の23年度にも同額の978万円が計上されていますが、増額された22年度の実績、見込みも含めてなんです。お聞かせをいただきたいと思ひます。

委員長（斉藤 昇君） 鴻野学校教育課主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

22年度本年度の奨学金の貸し付けにつきましては、合計39件でございます。予算額978万円に対し972万円の貸し付けを実施をしているところでございます。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 972万ということで、ほぼ満額貸し付け実行されたということですが、この制度の中で貸し付けの実行に当たっては保護者の所得など一定の基準があるようですが、高校、大学となると7年間、最低でも要します。7年というと、例えば第1子、第2子、第3子、子供が3人いたら、ちょうどその7年間で高校、大学と重なる、そういった実情も出てくると思うんです。そういった諸条件も含めて、所得とかそういう制限だけで一発だめよという基準ではなくて、そういった諸条件も含めた運用を図ってはと思うんですが、委員会のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

委員長（斉藤 昇君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

今、委員からお話ございましたように、所得はもちろんでございますが、そのほか学業などを基準として教育委員会議で選定をしているところでございます。しかし、この選定に当たっては、総体的に判断をするということでございます。そういった意味では、家族構成ですとか今おっしゃられました子供さんの数だとか、そういったことを含めて全体を勘案しながら選定に当たっているところでございます。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 総体的に勘案をしながらということで、柔軟に対応していただけるとい

うことは大変よいことだと思うんですけども、22年の貸付実績の39件、このとき申し込みの段階で足切り、いわゆる枠がいっぱいになったから、申し込みがあったんだけどもあんたはだめよという、そういう足切りがあったかどうかお聞きをしたいと思います。

委員長（斉藤 昇君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） 今年度22年度につきましては、申請が47件に対しまして貸し付け39件でございます。そういう意味で、8件の選定外が生じたわけでございます。この8件につきましては、大学生が4件、そして専修学校等が4件という状況でございます。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 予算がある以上、担当としては仕方ないかもしれませんが、昨日小池委員が就学援助事業について御質問されています。そのときの回答の中でも、やはり年々該当する子供の数が増えているんだということ、小中学生でも増えていると見ていけば、高校、大学も同じやはり増えているというふうに思うんです。今の経済状況からしても、保護者も相当大変な負担を負っていると思うんです。そこで、申し込みがあればできるだけ私はこういうのは実行してもらいたい。

今の主幹の答弁からすると、22年度8件断ったと。その中には、例えば21年度は枠があったから貸し付けされた。第2子が次の年、同じ申し込みもと思ったら枠がいっぱいで断られた。これはそういう実態が出てくるとするならば、これは保護者も、1人目のときは大丈夫だったから絶対2人目は大丈夫だろうと当てにする部分もありますし、市民からは、枠がいっぱいだから今年はやらないよとかという対応の仕方だと市民から不満も出るのではないかなと思うんです。こういう貸付制度は、私はできるだけ要望をかなえてあげるのが本当だと思うので、明らかに所得があって、それは物理的に無理だよと断るのはいいんですけども、借りたいんだという要望があるのであればできるだけかなえてあげるというのが、もっと余裕を持った予算額にしてはどうかと思うんですけども、委員会の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（斉藤 昇君） 青山学校教育課長。

学校教育課長（青山博久君） お答えをいたします。

まず、委員おっしゃるように、昨日もお話をいたしておりますけれども、経済情勢については確かに悪化をしてきている。ますます混迷をしていく様相を呈しているという状況の中で、本制度については大変重要な制度であるというふうに私どもも認識をいたしております。

そこで、お話の条件が同じで枠があるから今年はいいいけれども翌年はだめだというようなことが発生するののかということでございますけれども、当然判定の中では昨年度の貸付実績も考慮されてまいります。現状の中では、今年がよくて来年だめですといった状態の方は発生しておりません。ただ、確かに予算枠が現状でございますので、そういったことが発生するということは机上の中ではあり得るかなというふうには思っております。現状では発生はいたしておりません。

そこで、できるだけ要望をかなえるためにどうなんだというところなんですが、委員お話しの前段お話しいただきました貸付金額の高校生については月1万円、短期大学・大学については月2万5,000円でございますが、この金額については平成21年度に大学、専修学校の月額を1万8,000円から2万5,000円に引き上げたところであります。その際に、利用者の声を反映いたしまして返済期間についても従来の7年以内というところから10年以内へと見直したという状況でございます。また、お話しのように22年度におきましては前年度に比べ予算ベースで90万円の増額を図ってきたという状況でございます。

今後につきましても、希望者の推移については十分注視してまいらなければいけないというふうには思っておりますが、ほかに日本学生支援機構や金融機関の育英資金など本制度以外の奨学金制度も利用できる方も数多くいらっしゃるということもしっかりと視野に入れながら、経済的に困窮される方、そういったことなど本質的に必要とされる方に貸し付けできるような本制度の運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 本当はこういう制度でいけば、所得が何ぼで子供が何人だ、扶養者はという部分で限定に決めているのが本来、そう決めておけば問題はないと思うんですけども、最初に答弁いただいた柔軟に対応しているということ、一方では借りるほうにとってはありがたいんですけども、そうしていることが、さっき私、第1子、第2子と言ったんですけども、例えば隣の人と同じ、保護者がですよ、同じところで働いていて、去年私よかったから、私も大丈夫だと思ったら断られたという、そこは曖昧になっていたら、僕は市民にも誤解を与えようと思っております。

だから本当に足切りが22年度で8件あったということの中でいけば、本当に21年度では貸し付け実行させた、間違いなくだけれども、22年度は枠がいっぱいになったから、同じ21年度貸し付け実行された内容でも貸し付けできなかったと、これは僕は避けたほうがいいと思うので、少なからずとも、入札の最低価格じゃないですけども、最低条件等決めていれば、その要件クリアした人はやはり100%要望にこたえてやるべきだと私思っているのもう一度このことに関する考え方を、対応の仕方をお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（斉藤 昇君） 石川部長。

生涯学習部長（石川 誠君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように実際に貸与を受けている、お使いをいただいている方々からこの奨学資金について、より一層の充実等々の要望を受けて、先ほど学校教育課長のほうから申し上げましたように額の引き上げですとか、それから貸付枠の拡大、更には償還年限の延長というようなことで制度の充実を図ってきたところでございます。

この奨学金制度そのものにつきましては、ここ1年ほどかなり多くの方々の御要望があるということでございます。今、委員がお話しございましたように確かに経済状況等々悪化により

まして進学等々に踏まえた形での支援ということが大きな前提になる制度でございます。したがって、私どもは可能な限りにおいて申請をお受けをいたした方々につきましては全体的にその貸し付けをさせていただくという方向で今までも取り組んでおります。

ただ、その中で、申請をされた方につきましては、委員のお話にも若干ございましたように他の奨学金も既にお借りをしているという方もおりますし、それから逆にその所得が非常に高いというような方もいらっしゃいます。そういった方々につきましては、やはり全体の枠が決められているという中では御遠慮いただくというような形での審査を踏まえてまいりました。

あわせて、家族構成等々につきまして、上の方々、それから次の方とかということで、家族構成でそれぞれ進学等をされていて、するという方につきましては、仮にその所得の部分ではぎりぎりのライン内でいたとしても、私どもとしては審査の上、かなり大変な状況にあるということを踏まえて、これを適用させるというようなことを当然やってまいっております。それから、全体の部分といたしまして、そういった家族構成や所得の関係やそういうことをすべて勘案しながら可能な限り貸し付けをさせていただくというような形での審査に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、枠の拡大ということになりますと、すべてにおいて申請を受けたからその方々にすべてを認めて貸し付けをするということにはなかなかならないのではないかとこのように考えておりますので、それを絞り切りに幾ら所得があって、それを超える方、それから家族構成で進学なんかをされている複数のお子様をお持ちになっているという方等々を一定の基準に基づいて、それを審査し可否を決定するというのは、なかなかそれぞれの事情、毎年毎年の事情がございますので、これは難しゅうございます。

今後におきましても、そういったコンクリートにしたような形での審査ではなくて、やはり申請をされている方々の御事情というものを十分踏まえた上でさせていただきたいというふうに思いますし、もう1点は、この申請行為につきましては毎年毎年、同じ方の申請であっても毎年毎年審査をして実施をしているということでございますので、1回申請をすると、例えば大学に進学をなさるということで4年間すべてを担保するという状況ではございません。当然その家庭の中には家庭の御事情があって、かなり所得が増えるといった状況がある場合もございます。そういった場合には、申しわけないですけれども継続しての貸し付けは御遠慮いただくというような、それぞれの事情に応じた形で取り扱っているところでございます。

今後におきましても、そういった中で、そういう経済的に大変だという方々については優先をしながら、審査に当たって適切な貸し付けに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 部長答弁にありましたように、コンクリートにするということは私も決して望んではいないんですが、ただ、できる限り、やはり借りたいという要望があったときに

は少なからずとも私は100%要望こたえられるような、そういう体制をとっていただきたいと思っています。

正直言って、私も子供3人いますけれども、大変なんです。今、少子化対策も含めて、このことについても正直言いますけれども、小学校、中学校まではいいいんですよ、そんなにお金かからないんです。高校、大学行ったときが一番親にとっては負担が大きいという部分で、まして大学、地元から、家から通えるという条件ではないので、ぜひそこら辺も含めた土別市、この地方に合った独自の支援というのが私は必要だというふうに思いますので、ぜひ次年度は、全然無理という人はいいんですよ、できるだけは要望をかなえてあげたいということで、予算の増額を含めて今後検討していただきたいと思います。

最後の課題に入ります。

最後、高等学校バス通学補助事業についてお伺いをいたします。

23年度186万7,000円の予算がついていますが、まずこの事業の内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

委員長（斉藤 昇君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

本事業の内容につきましては、土別市内の高等学校へのバス通学で、朝日町の生徒にあっては定期券の35%の額を通年にわたって補助をするものということでございます。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 定期券の35%を補助するというので、非常に該当する市民にとってはありがたい事業だと思いますが、この朝日地区に限定しているという理由は何なんでしょうか。

委員長（斉藤 昇君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えをいたします。

これは、旧朝日町において地元には高校がないことにより、高等学校へ通学している保護者の負担軽減を図るため、高等学校バス通学補助事業により通学費用の一部補助を行っていたものでございます。このことについて合併協議会によりまして、朝日地区住民の負担軽減を図るため朝日地区住民に限っているというところでございます。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 合併協議会の中でも議論されたということで、今の実績からすると、この間、私も子供に、子供って自分の子供じゃないんですけれどもこういうふうに聞かれたんです。おじさん、バス乗って通っているんだけど、私は上土別の何線でおられるんだと。それよりずっと遠い朝日にいる子供のほうがバス定期券安いのどうしてと聞かれたんです。

朝日町は、もともと旧朝日町の時代はもう30年以上前からこの助成をしています。そのとき聞かれたときは、いや、合併して朝日の特例区があるから、その決まりがあるから残っている

んじゃないというので話したんですけども、特例区がなくなったあと引き続いてこれ市として予算つける場合には、少なからずとも子供たちからその矛盾を言われないようにしたいんじゃないかと思うんですよ。

親にとってもこれ大変ありがたい制度だと思うんです。例えば高校、朝日から2人通学させるとなったら、それこそ何万というお金かかって、30年前の私どものときにも2人行くんだから土別へ下宿しようかと、2人行くんだら旭川行こうかという、実際にもそういう話が出ているんです。

これは、翔雲高校が今年の4月で1間口減になりました。名寄、旭川といった部分も子供が行かれたということもあるんですけども、地元の高校で1間口減になったと、これは道が、教育委員会が間口を削減したということなんですけれども、ただ市も間口減にならないような、地元生徒残ってもらうような施策もきっちりすべきだというふうに思うんです。

1間口減ったということは、これ市の経済考えただけでも大変な私は痛手だと思っているので、ぜひその通学補助これはやってほしいですし、少なからずもその近い人が高いというのはやめてもらって、少なくとも朝日で、例えば1万5,000円が最低、それ以上は補助するということになれば、上土別方面とか温根別の北線とかというそういう生徒がいれば、同じく平等に僕は負担してあげるべきだと、補助してあげるべきだと思うんですけども、それについてどうお考えですか。

委員長（斉藤 昇君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君） お答えいたします。

先ほど御答弁申し上げましたように朝日地区に限って助成の措置を講じているという実態でございます。そこで、今、委員からお話しございましたように、その朝日の入り口の上土別の方と逆転現象が起きているというような実態もあるということで承知をいたしているところでございます。

そこで、全体として、朝日地区の生徒に限らず市全体としてこれを取り組むということになる、それから、その辺の格差の部分はどういうふうには是正するのかというようなことも一つの課題としてはあるのではなからうかというふうには思います。

そこで、これら定期券の購入の助成につきましては、市内の今現在では翔雲高校、東高校も含めてでございますけれども、そういう高校でございますので、そういった通学に対する支援措置というものをどういう形ですればその均衡が図られるのか、もしくはそういった保護者の軽減負担になるのかということも含めまして、現状の部分でそのまま取り扱っていくのが適当なのかどうかということも含めまして、24年度に向けて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 24年度に向けてということなんですけれども、もし把握していれば、朝

日の生徒がその補助をして持ち出しが幾らか全部把握していないで聞くんですけども、もしその金額より多く負担している、要するに逆に言うと逆転現象起きて通学している生徒の数なんていうのはわかるんだったら今教えていただきたいんですけども。

委員長（斉藤 昇君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） お答えいたします。

数字としましては、バス会社に現在定期券、高校生の定期券として出ている数ということで調べたところでございますが、朝日町の定期券金額2万7,770円に対しまして、35%ということになるとその個人負担をする額は1万8,050円ということになりますところでありまして、実際の定期券の費用負担としてこの1万8,050円を上回っている人数ということになりますと、今現状では4件の件数があるということでございます。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 4件ということは4人ということではないんですかね。

委員長（斉藤 昇君） 鴻野主幹。

学校教育課主幹（鴻野弘志君） 定期券の出ている数ということでございますので、4人ということになります。

それから、もう一つ、今、委員の御質問は朝日地区との逆転の現象ということでの数というふうに私承知をいたしまして4件4人と申しました。朝日地区と同等の、朝日よりも遠いところもということを含めて申しますと合計で8件の8人ということになりますところでございます。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 8人、矛盾をしているという部分であれば、私、こういう、そんなに1年かけて議論することでもないと思うんですけども、最後は予算、役所の中では決まっているんでしょうけれども、金額も私は調べていないので、もしこの8人も該当するとしたら幾らになるかわかりませんが、これはちょっと市長部局になると思うんですけども、こういう矛盾があるということは、ぜひ私は23年度の中でも該当して、少なからずとも生徒の中では不平不満、僕はまず差別とも思うんですけども、それはなくすべきだと思っているんですが。

委員長（斉藤 昇君） 安川教育長。

教育長（安川登志男君） ただいま通学バスの助成についてお話がございました。その今、委員からお話がありました他の地区との逆転についても承知をしていて、何とか公平を図ることはできないのかというふうに協議をしたこともございますが、御承知のように近くの例で申し上げますと中川商業高校が間口募集停止になったということを受けて、さまざまな形で道の就学のための交通費の助成とかそういうものが図られているところでございますが、その中では、ただ単にある部分の公平を図ることが、今申し上げましたように土別市内でのバス移動に限っ

ただでいいのかということがございました。

はっきり申し上げますと、中川商業高校から例えば名寄高校ですとか、今、元旭川高校、旭川市内の高校だとかに来られる場合には、道が学校をなくしたわけですから、一定期間通学が無理な場合にはアパート代だとかそういったものも助成を図るということでございます。

士別翔雲高校は、御承知のように現在普通科と総合ビジネス科ということで、士別市内に工業課程を履修できる学校はないということでございます。そういう部分で、士別市内で全科目を履修できるということであれば士別市内の高校に限ってということでしたし方がないのかもかもしれませんが、それがどうしても自分が学びたいためには旭川に通学する、あるいは旭川に下宿あるいは自炊するというふうになった場合に、そういう方も実際にいらっしゃいますし、その部分について、ただ単にバスの定期券論議だけでいいんだろうかというふうなこともございまして、ちょっとこの平準化ということが立ちおくれたという部分がございます。

ですから、高校に通われている方の本当の公平化を図る部分では、ただ単にバス部分ではないのかなということもございまして、ちょっと内部では協議していたんですが、今のもしそういう部分の御理解が得られて、今後検討するというのはそういった部分もございまして、市内の移動によるバス移動だけに限ってということであればそういう形で公平化を図り進めてはいきたいというふうに思っているんですが、そういう他の要素もあるということをお理解いただいて、それも検討の過程では十分勘案しなければならないということで、それで24年度に向けてというふうに申し上げたところでございます。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 松ヶ平委員。

委員（松ヶ平哲幸君） 私もこの金額については勉強不足であれなんですけど、恐らくJRで士別から旭川へ通ったとしても1カ月1万8,000円かからないはずですよ。だから、通学部分だけ、なおかつ私、翔雲高校に限定してという部分がこの制度の頭にあったものですよ。バス通学だけということで私は質問していました。

下宿云々とかというのとこれまた別問題になると思いますし、それこそ幅広くなると思うので、そういった状況も踏まえて、制度のあり方について広く検討されるということですから、承知はしますけれども、できれば子供、児童生徒にお互いが不信感を持つようなそういう制度はぜひ市としてはやるべきでないと思いますし、あえて言わせていただきますが、教育委員会やる制度の中において、子供たちが不公平が生じるということは何となくやめていただきたいと思っておりますし、この制度については1年間かけて議論されるということですから、ぜひ、お願いは一つで、今の制度だけの中身は決して下げることなく制度の充実を含めた議論をお願いしたいと思いますし、それを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

委員長（斉藤 昇君） これにて総括質問を終結いたします。

これより各会計予算及び関連議案の内容審査に入ります。

この際、内容審査の方法についてお諮りいたします。初めに関連議案を審査し、一般会計については、第1条歳入歳出予算のうち歳出を款ごとに審査し、歳入については一括して審査いたします。

次に、第2条から第4条までを一括して審査し、その他の会計については、各会計ごとに歳入歳出を一括して審査する方法にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、議案第17号 土別市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号 土別市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第19号 土別市特別会計条例の一部を改正する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第20号 土別市介護保険総合条例の一部を改正する条例について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第21号 土別市朝日町老人保健センター条例の一部を改正する条例について審査  
願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議  
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第5号 平成23年度土別市一般会計予算の審査に入ります。

第1条歳入歳出予算について審査を願います。

初めに、歳出から審査をいたします。

第1款議会費について御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御質疑がないようですので、次に移ります。

第2款総務費について御質疑ございませんか。国忠委員。

委員(国忠崇史君) 総務費の中の小中学生バス料金無料化実験事業についてお伺いいたします。

たった今の松ヶ平委員の話とちょっと似た話になるかなと思うんですが、これは小中学生を  
対象に郊外路線のバス料金を夏休み、冬休み、春休み、それから土日祝日ですね、そういった  
休校日に限り無料化する社会実験を行うというものなんですが、新しい事業ということで私も  
期待している部分はあるんですが、これまず第1点にお伺いしたいのは、春休みですね、新年  
度の4月1日からすぐ適用になるのかなというところをお伺いします。

委員長(斉藤 昇君) 林企画振興室長。

企画振興室長(林 浩二君) お答えいたします。

この事業につきましては、市政執行方針、更には予算説明資料等にも掲げておりますとおり、  
市長とのこども夢トークにおきまして、今、話がありました朝日地区など郊外部の小中学生、中  
学生からの要望を受けまして、郊外路線バスを夏休み、冬休み、春休みなどの学校休校日に限  
りまして無料化するという社会実験をまちづくりの特別枠を用いまして実施しようとするもの

でございます。

これまで、平成21年度におきましては小中学生の無料化の体験乗車、22年度におきましても小学生の無料化ですとか中学生の半額乗車、これをやってまいりました。こうした中で、例えば朝日から土別の駅までバスを利用する場合、中学生につきましては大人料金でございますので870円かかります。これで往復いたしますと1,760円という料金でございます。こうした子供たちの声を受けて、この郊外路線に限って無料化をしようとするものでございます。

そこで春休みの関係でございます。新年度予算を議決を受けた後、来週開催される教育委員会の校長会、教頭会で御説明をさせていただいて、実際に子供たちへ無料券が配られるのは新学期、4月6日ですか、それになりますので、この入学前の例えば4月1日から4月5日までのこの期間については今回に限って取り扱いできず、初回利用は4月9日の土曜日というふうになると思っています。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 今、朝日から土別に行った場合の例を挙げられていましたけれども、この無料化実験については朝日から土別だけではなくて、例えば温根別からとか多寄からとかいうふうに来るバスによっても全く同じということでもいいわけですね。

それで、ちょっとさっきの松ヶ平委員の話していた逆転現象と違う逆転現象的なことなんですけれども、未就学児の扱いをちょっと聞きたいんですね。例えばプールなんかは中学生以下無料というふうにするわけなんですけれども、バスについては未就学児というのはもともと、例えば私が保育園児2人連れていったら、1人はやはり半額取られるんですね。子供料金を2人目からは取られるというふうになっているわけで、だから例えば小学生を何人が引率、春休み中に引率していても、小学生の分は無料券が配られるからだと、でも未就学児は2人以上連れていったら2人目からは子供料金取られるというふうに、トークのできないといたらあれですか、やはり夢トークの中では中学生から出てきた話でとてもいいんですね。やはり未就学児にも配慮が欲しかったなと、もう一声欲しいなというふうにして質問している次第なんですけれども、その未就学児の扱いについてどうお考えでしょうか。

委員長（斉藤 昇君） 林室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

このたびの小学生、中学生のバスの無料化の社会実験でございます。これにつきましては、小学生、中学生の無料化に伴いまして、路線バスに対する理解を得るですとか、利用促進を更に図ってまいりたいという観点で4月から実施しようとするものであります。

今、国忠委員のほうからお尋ねのございました未就学児の扱いにつきましては、どちらかというと父母の負担軽減といった意味合いがございますので、ちょっとこの実施する制度とはちょっと異にするということで、お尋ねのあった未就学の子供さんについては今回の対象にはならないということで御理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

委員長（斉藤 昇君） 国忠委員。

委員（国忠崇史君） 大体今の御説明でわかりました。子供にとっては無料化になるということで、小中学生にとってはとてもいいと思うし、親の立場から見るとちょっと未就学児が漏れているのでどうかというはあるんですけども、ただ、やはり実験ということですから、実験やっていく中で未就学児も無料化するというところにぜひなってほしいと思います。その要望を言って終わりとします。

委員長（斉藤 昇君） そのほか総務費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第3款民生費について御質疑ございませんか。神田委員。

委員（神田壽昭君） 民生費にかかわって民生委員のことについてお伺いしたいと思います。

去年の暮れでしたか、新しい民生委員が選任されました。今、全国的に民生委員さんはなかなか手がないという状況である中で、土別市の場合は、今、定員何名であって、その定員が満たされているのかどうか。そして、多分交代されるというケースもあるんでしょうが、そのときの交代する場合の人選とかそういうのはどういうふうな手続でなされているのかをまずお伺いしたいと思います。

委員長（斉藤 昇君） 仁村保健福祉部次長。

保健福祉部次長（仁村光春君） お答えいたします。

本市では、定数の基準からいいますと市町村の120から280の世帯ごとに1人の民生委員を置くということになっておりますので、本市は民生委員の定数が58人であります。主任児童委員が3人、合わせまして合計61人となっております。昨年12月の改選では、23人の方が退任されましたが、全員の後任者の確保がされて満たしているところであります。

民生委員から、3年の任期が終了したときに退任の申し出があった場合につきましては、慰留に努めておりますが、退任の意思がかたい場合におきましては、その民生委員が選出されております自治会の会長に後任者の推薦を依頼いたしまして自治会から推薦していただいているところであります。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 多分私たちの地域もそういうふうな人選が行われているんだなというふうには思っておりましたが、民生委員さんの仕事というのは極めて幅広くて、子供たちから本当に高齢者までいろんな相談の窓口として、極めて地域では重要な役割を担っているのであります。これはもう本当にボランティアで報酬はゼロということでありますよね。ですから、そういう中で本当に頑張っている皆さんの声は、よく姿も見えますが、いろんな幅広くやられているんですが、もう少し仕事を軽減ならないものかなという声も現実に民生委員さんから

聞かれているわけですが、主な仕事としてどんなものが挙げられて、しかも少しは軽減できるような部分があるのかなのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

委員長（斉藤 昇君） 仁村次長。

保健福祉部次長（仁村光春君） 民生委員の主な活動といたしましては、社会調査の実施、それから高齢者等地域住民の相談事業、更に地域住民からの通報がありました情報等の関係機関への通知、あと民生委員同士の研修活動、各機関等への意見の具申等が主な活動となっております。東京都の調査によりますと平成19年の東京都の民生委員さんの1年間の活動日は126日というふうに調査結果で回答になっておりました。

土別市におきましても、なるべく民生委員さんのいろんな活動というか協議会、民生委員協議会の中で行う研修会、それからいろんな調査活動をなるべく控えると言ったら変なんですけど、一度に済むようにというようなことで工夫も凝らしながら、なるべく集まっていた回数減らしておりますが、ただ、地域におけるいろんな相談活動等は増えておりますので、ボランティアとはいえ大変な活動となっているところであります。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） そのほか民生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第4款衛生費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第5款労働費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第6款農林水産業費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 農林水産業費の中の水産振興費の中の唯一の事業であります岩尾内湖やまべ放流事業について何点かお聞かせください。

この事業は、旧朝日町時代からの事業が継続されているわけですが、その最初のほうからの確認をこの機会にさせていただきたいと思います。

この事業の漁業権、いわば区画漁業免許状というものが私の手元にございますが、これは最初に取得したのはいつなんでしょうか。

委員長（斉藤 昇君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） お答えいたします。

区画漁業権におきましては、昭和49年に免許をいただいております。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 実はその昭和49年に免許をいただいているんですが、やまべ放流事業は昭和46年から実は放流されているわけでありますが、この辺の整合はどういうふうになっていますか。その当時は免許がなくても放流できたんですか。

委員長（斉藤 昇君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） ヤマベの放流につきましては、岩尾内ダムができて昭和46年から放流しております。この時点におきましては、岩尾内湖においてヤマベの保護を図っていくということから始まりました。区画漁業権とは別で、あそこにヤマベが生息しているということで、今後も自然保護を図っていきたいということから始まりました。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） あそこについて何ですか、あそこについてというのは、

それと、ここに免許状の写しがあるわけですが、私の手元には昭和58年12月までの期限のしかないんですけれども、現在市のほうではこの漁業権の免許状というのはどこに置いてあるんでしょうか。朝日総合支所に置いてあるんでしょうか、現在のものは、有効期限が現在のもの。

委員長（斉藤 昇君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 区画漁業権の免許証でございますが、現在朝日総合支所に置いてあります。期限でございますが、平成25年まででございます。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 私が漁業権のその免許証の許可証をいただきたいと言ったら、これが昭和58年のしかないんですが、あったら後で、後ほどまたいただきたいと思います。

それで、その漁業権が発生したのは昭和49年から、この事業が旧朝日町時代から昭和46年から、合併を踏まえて現在も毎年行われているわけでありまして。そこで、今年度のヤマベの放流の事業費は実は37万3,000円ということで、昨年から見ると若干減っているわけですが、ヤマベが4万匹から3万匹だというその理由はどういうことから減らしたのか。そしてまた、禁漁区等々の指定は現在されているのか、この確認させてください。

委員長（斉藤 昇君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） お答えします。

ヤマベの放流数につきましては、昭和46年から岩尾内湖の観光資源と魚族保護のために放流が始まっております。平成18年以降につきましては4万匹を放流しておりました。その費用につきましてはその当時で48万円、そのとき毎年48万円ほどかかっております。

岩尾内湖の釣り客につきましては、平成18年から平成22年までの間、毎年平均119人、入漁料につきましては平均2万6,000円となっております。平成18年度以降は、多少の増減はありますものの、ほぼ横ばいの状況となっております。費用に対し入漁料が少ないことなど事業の見直しを検証するため、平成23年度は1万匹を減らし、釣り客にどのような影響があるのか動

向を見ていきたいと思えます。

また、区画漁業権の中で岩尾内湖に入ります岩尾内湖の本流、それと於鬼頭川、それと似峡川というふうに3本の支流について禁止区域といたしております。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ヤマベは昭和46年から今日まで188万匹放流されているわけです。これはずっと継続されています。コイについては55年から始まって、実は平成15年の年に放流を中止しております。ワカサギについても46年から平成10年までということで放流を終えておまして、現在、この事業、40年間の中で、これにかかわった経費が実は5,443万9,000円でございます。

収入については、それぞれ今お話のあったように平成17年合併時がピークというか、最近では、この5年間ではピークでありまして、監視員が実は入漁料をいただいているのでありますが、その券が314枚、ですから延べ入314人ということであろうと思いますが、その収入が6万4,860円、昨年度においては110枚ということで2万4,060円の入漁料の収入があったわけでありまして。

この監視員について、どういう魚も釣る時期があるろうと思えますけれども、どれくらいの契約をされて、どういう条件でこの監視員がこういう券を発売して、あるいはまた岩尾内湖の神社山の施設でも売られているようでありまして、どういう方法で収入を受けているのか、そしてまた、監視員がいるわけですが、どういうパトロールをされているのでしょうか。

委員長（斉藤 昇君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 監視員につきましては、平成17年度まで岩尾内湖の漁業の監視とともに釣り券の販売ということで実施をしておりました。それで、それまで、今は岩尾内湖しらかばキャンプ場の管理棟のみでの釣り券の販売でございますが、それまでは朝日地区の町内でも販売しておりましたし、また、過去、岩尾内湖のほうにドライブイン等がありましたので、その場所でも販売をしていたという経過がございます。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 先ほど禁漁区のほうの質問には答えていただけていないんですけども、実はその監視員は、現在はどういうふうな活動をされているんですか。禁漁区のパトロールはされているんですか。

委員長（斉藤 昇君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 平成17年度まで監視員を置いて禁漁区のパトロール及び釣り券の販売等をしておりましたが、現在は置いておりません。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 岩尾内神社山の売店でその発売をしているということでありまして、実はヤマベを4万匹から3万匹に減らした理由は私自身はきっと理由は単純な理由なのかというふうに思っております、あの地域、実は放流した時点でこの放流した月に非常に釣

り客が多い。それがしかも札幌近郊の方がたくさんいらっしゃって、遊漁を放流した時点の場所を知っていて、ヤマベの特性からしばらくそこにたむろしているわけですね。そこでほとんど釣られていることが実態、旧朝日町時代からあったわけです。そのために監視人を置いて禁漁区を持って期間を限定してやっていたんだけど、そういうことが今、監視人が17年から合併時以降は置いていないということでありましたが、こういう問題はやはり、ただ放流すればいいというのではなくて、やはり追跡等々が私は必要だというふうに思っていましたし、開発局のほうでこの放流調査というか、河川というか岩尾内ダムの中の漁業権設定している地域においてこういう追跡調査などはやられているのでしょうか。

委員長（斉藤 昇君） 壺井主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） 放流をした後の生息状態についてであります。旭川開発建設部岩尾内ダム管理事務所において5年に一度実施しております。平成13年と平成18年度において、夏期と秋期の年2回、岩尾内ダムの自然環境調査として行われております。

平成13年度の調査では、ウグイが2,794匹、ワカサギが849匹、ヤマベが111匹採捕され、平成18年では、ウグイが866匹、ワカサギが118匹、アメマスが60匹採捕されております。

この調査から、岩尾内湖のヤマベの生息数は少ない結果となっておりますが、岩尾内湖や周辺の河川において釣りをされている方の情報ではヤマベの釣果はあるとの声を聞くところでありますことから、調査時期、場所、天候、気温などに大きく左右されているものだと考えております。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 開発局の調査によって、そのヤマベが実は調査項目にはあるけれども発見されていないということが私のデータにもあります。

ですから、やはり、以前は札久留あるいは上似峡の奥のほうまで、源流部までヤマベが上っていた、そういうことを我々も確認もしていますし、釣り人にも非常に好まれたポイントがあったわけでございますけれども、やはり放流した後、じゃ監視人を置かないでこの事業を継続していくということになると少し問題があるんじゃないかなと思うわけでありまして、もし監視人を置かないのであれば、もう少し禁漁区の表示をきっちりして罰則規定を設けない限り、そこに一遍に札幌ナンバーの車が押し寄せて、放流した矢先に、そこでもう1週間ぐらいたむろしているものなんかほとんど釣り上げられていると、ピンスケが、ピンコですね。

ですから、そのことの解決のために何らかの方法をとらないと4万から3万に減らした意味もないし、放流していくこの事業が意味をなしていないような気もするので、今後の方針を聞かせてください。

委員長（斉藤 昇君） 川越朝日総合支所長。

朝日総合支所長（川越一男君） 私のほうから御答弁させていただきます。

確かに今現在、監視員置いておりません。

それでヤマベの放流につきましては、その日にち、時期あるいは場所等については極秘とい

うことで実はやっているところなんですけれども、その情報がどうしても既に、どこどこ辺に放流するという情報が事前に流れるというようなこともあるようでございますけれども、私どもとしては外部マル秘ということの形で今は進めているところでございます。

それで禁漁区域の関係でございますけれども、現在も看板は幾つか立ててはおりますけれども、なかなかそれだけでは禁漁している人を排除するというのは難しいということもあるとは思いますが、更に看板等を多く立てまして禁漁区域であるということをはっきり明示していきたいというようなことで考えております。よろしくをお願いします。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 事業やるんですから、思い切った発言をしてください。

やはりせっかくの、先ほども申し上げましたが、あの地域の放流は非常に有効視されているわけでありまして、実はマル秘事項が、なぜ札幌の人たちがすぐそれを周知しているんだと。地元の人がわかっていないんですよ。だけれども、札幌なり向こうの人がそこへ来て、たくさんの方が来て、本当釣られているのが実態なんですよ。

習性として川に放さないんですよ。湖面の入り口、要するに川に上っていくところに放して、そこに1週間ぐらいたむろしているんですよ。それから上ると。その上る寸前に皆やられちゃうんですよ。

ですから、やはりマル秘事項であるならばもう少し徹底して、この事業が3万匹になってもあそこで釣り人が楽しめる環境をつくり、そしてまた、ヤマベが住める環境ということは、それだけ水が、清流がきれいだということにもつながるわけでありますので、そういう環境の観点からも、大いにこの事業、これからも継続していただきたいと思いますが、それについていかがですか。

委員長（斉藤 昇君） 川越支所長。

朝日総合支所長（川越一男君） 現在ヤマベ放流をいたしまして、調査では余り網にはかかっておりませんが、釣っている方のお話を聞くとヤマベも釣れるという情報もありますので、ヤマベが生息している天塩川ということで、これ水質と清流を守るということもあります。また、環境保全あるいは魚族の保護ということもございますので、それが更に釣り人あるいは観光客の入り込みゾーン、ひいては観光振興を図るという目的もありますので、事業を検証しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

委員長（斉藤 昇君） そのほか御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） ここで、昼食を含めて午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時55分休憩）

（午後1時30分再開）

委員長（斉藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査を続行いたします。

第7款商工費について御質疑ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 総括質問で伊藤委員のほうから岩尾内湖水まつりについての質問があったわけですが、私からも御確認の意味を含めてこの問題、ちょっとお聞きしたいと思うのでございます。

初めに、湖水まつりの主催者はだれになったのかということでございます。

一昨日の御答弁では、新しい土別の観光協会の中に朝日委員会なるものをつくって、これから進むんだということがありました。

観光協会の会長が谷口委員、私が商工会の会長という立場で、実はこのお祭り、30数年我々も実行委員会のメンバーとしてやってきたわけですが、朝日観光協会がいろんな意味で今日まで努力して、その中の一員として我々も頑張ってきたわけですが。しかしながら、岩尾内湖水まつりの予算書を見ると、市の補助金が600万から400万に減額されているということ、そして、この減額についての実行予算書はだれがつくられたのかということでございます。そして、そのことが地域の観光協会並びに実行委員会にどのように周知をされたのか。

この祭りは、7月の第4の土曜日もしくは日曜日に実施されてきたわけでありまして、新年度の第34回を数える大変、朝日町の中ではビッグイベントの一つであります。したがって、朝日町地域の観光協会並びに実行委員会なるものにこのことが一切周知されていなかった。来年はこういう形でやるんだよということがされていなかったわけであります。私は、このことに大変心配をしているわけであります。

というのは、先ほども話したとおりこのお祭りは7月の第4週に実施されてきているという経緯から、新年度になってから実行委員会が立ち上げられ、その中で新しい予算が決まった、200万減額された中でこれの実施計画を組むんだということ、非常に危惧している一人であります。観光協会の位置づけはどこへ行っちゃったのか。

整理しますと、土別観光協会の中に朝日委員会をつくるというお話でありました。そして、その委員会に、じゃ入る人はだれが入って、どういう会計の、会費収入から見て、すべてこの運営するまでの実行委員会、これ市独自でつくられたんですか。

委員長（斉藤 昇君） 壺井経済建設課主幹。

経済建設課主幹（壺井 務君） まず、岩尾内湖水まつりにつきましては、これまで観光協会が事務局となり、関係機関、団体を含めた実行委員会を組織した中で、これまで33回開催されてきております。

今後におきましても、実行委員会により進めていくことになりましたが、新体制後においては土別観光協会の中に新たに朝日委員会を加えた体制で協議が進められていくものと考えられます。

例年であれば現時点までに実行委員会が持たれているところではありますが、今年につきまし

ては、今、朝日と土別の観光協会においては新体制に向けた協議が進められているためにおくられております。一本化された後に準備作業を進めてはいるこのイベントを開催するに当たり間に合わないために、現朝日町観光協会が主体となり、近々開かれると聞いております。

この湖水まつりの予算につきましては、現朝日町観光協会の中で予算書がつくられて、こちらのほうで素案として提出されたもので、それを計上したものでございます。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 自分たちでこういう予算書とか計画案つくって出すの、自信なさそうな発言するんですか。減額になった理由はこうだということをきちっと話してくださいよ。

そして、一番問題は、実行委員会なる組織がないわけですよ、今は。例年この事業に関しては終わった時点で、もう秋の段階で来年度の事業を計画して今日まで歩いてきて、その観光協会が今度は土別に合併して新しい観光協会なるのが6月の中旬とか下旬とかという話ですよ。そして、それから朝日地区の会員が募集されるんじゃないですか。いつこれ観光協会ができて上がるんですか、朝日委員会なるものが。その中で6月なり7月になったときにこの事業が間に合うんですか。

どうして今まで、その観光協会の合併もしくはこの事業を推進していくのであれば実行委員会を早い時期から、やっていることも今まで歴史があるわけですから、その実行委員会のメンバーに声をかけていただいて行政が主導でも、今回に限ってはやらなきゃいけなかったんじゃないですか。全然やっていないじゃないですか。その委員会なるものができてから実行委員会が組まると、事業できるんですか、これ。だれがやるんですか、そして。

委員長（斉藤 昇君） 川越朝日総合支所長。

朝日総合支所長（川越一男君） まず、補助金の600万から200万減らされた、400万になったという経過でございますけれども、減額になったということで、渡辺委員さんの実は総括質問の中で一部お答えした部分がございますけれども、これは19年から600万で実施をされてきておりましたけれども、ビッグ歌謡ショーが中心とする事業内容であったということで、それに係る経費が大体200万ぐらい例年かかっているということで、それがどうしても市外のほうにそういう補助金をかけてもお金が流れてしまうというような経過もありまして、いろいろ課題となっていたところでございますけれども、市と朝日町観光協会と協議をいたしまして、一応23年度予算についてはその部分200万円を減額して400万円ということに決定をさせていただいたところでございます。

それで、実行委員会の関係ですけれども、確かにまだ例年であれば年明けて1月ぐらいから実行委員会が行われているというふうにお聞きはいたしておりますけれども、ただいま土別・朝日観光協会、両観光協会が、今合併に向けてのいろいろ協議を行っている最中でございます。5月ないし6月ぐらいに一度両観光協会が解散して、その後すぐ新しい観光協会が設立されるという今計画ではあります。

それで、この岩尾内湖水まつりの実行委員会につきましても、朝日町観光協会が今年につい

ては主体になって進めなければならないということで、先ほども壺井主幹のほうからもそういう話をいたしておりますけれども、それで観光協会にもその旨もちょっとお話もしてきた経緯もありますけれども、現在まだちょっと延び延びになってきたというような状態になっているところでございます。

それで、観光協会についてはなるべく早い時期にこの実行委員会を組織して内容を固めていただきたいというふうに市からもお願いをしているところでございます。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今、答弁で、予算のイベントの関係で200万云々ということがありました。確かに歌謡ショーという形でその部分を削ってということであったかと思いますが、その理由が、今、総合支所長は市外に流れるお金だから祭りの見直しをしたんだと。そして、この朝日の岩尾内湖水まつりは従来から、合併協議会の中でお話をされましたが、岩尾内湖水まつりは要するに朝日地区以外、要するに町外、ですから今は市外、市外向けのお祭りなんですよ、位置づけとしては。そして、市内の人、地域の人が寄り添う祭りとしては、今年も100万の予算がついているじゃんじゃんジュビリー、要するに昔の商工産業まつりなんですよ。そういう位置づけは変わっていないと私は思っているんですけども、その辺どうですか、まず。

委員長（斉藤 昇君） 川越支所長。

朝日総合支所長（川越一男君） 確かに昭和53年度から始まったお祭りでございますけれども、どちらかといえば町外に向けての岩尾内湖をPRしてきたという経緯がございます。ただ、それが30数回過ぎまして、だんだん岩尾内湖のPRについても大体一つの時代といえますが、一つのそういう目的が達せられたというようなことも考えておまして、内容を見直しあるいは精査ということに至ったものでございます。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 私は、予算が減ったから、そのことに対しての異議申し立てはしているつもりはないです。でも、このお祭りのこの地域に与えてきた影響というのは非常に大きいし、地域振興にも当然つながっていたし、一番の目的は観光振興ですよ。合併した士別市の中でも観光地ってどこなんですか、じゃ。そういう位置づけをしていると思うんですね、私は。だから、200万を減額されたことを云々じゃなくて、このお祭りをだれがどういうふうにしてこれから盛り上げていくんだという方向づけが何も決まっていない。実行委員会にそれを今すぐ早急にしてもらわなきゃいけないというけれども、だれもできないんじゃないですか、こういうことでは。

ですから、合併協議会がおくれたからという理由じゃなくて、お祭りのやる日は大体もう内定しているわけですから、ならばもうどんどん進めなきゃいけない。予算を組んだ段階からもうそれは私は進んでいると思ったけれども、なぜかしら、ただ単に昨年度の事業予算書を見るとその減額していったところがいろんなジャンルから引きずられてはいるけれども、だれがお祭りをやるんですか、だれが楽しむんですか。花火もやることにはなっているけれども、だれ

が集めるんですか、お金。あなた方がやるんですか、これ。違うと思うんですよね、やっぱり。市民のお祭りだから、そこに在住している朝日地区はもちろん、今度土別の本市の観光協会も力を入れるんでしょう。

だから、そういう予算を措置をしたときに、その辺の整理が全然されていなくてここに提案されても、我々は、地域に住む我々とするとき特に困る。谷口委員が会長だから、谷口委員から何も質問出ないのはおかしい。私は、本当にこのお祭りを危惧している一人でありますし、朝日町地区内でも実行委員会としてきた商工会の役割も私はあったはずなのに一切話がない。これでお祭りが600万から400万にしたって、何も生きてこないじゃないですか。みんなが汗を流してやることによって、みんなの協力体制がしっかりできたところでお祭りは成功するし、そこにいらっしゃるお客さんにも喜んでいただけるお祭りになるはずなんですよね。しっかりそのタイムスケジュールをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（齊藤 昇君） 城守副市長。

副市長（城守正廣君） 先ほどから主催者がだれになるかわからないというような部分のお話が出ておりますけれども、これはあくまでも観光協会が主催になって進めていく事業でございます。

先ほど総合支所長なり主幹のほうからも御説明申し上げましたように、現在朝日観光協会と土別観光協会が一つになっていこうというような形の中で昨年来協議をされています。そんな中で、やはりそれぞれが持っていた地域のイベントというのは進めていかなきゃならんというような状況がございましたけれども、なかなか新しい観光協会の体制が固まらない中でどう進めていくかというような形の中で、今、その新しい観光協会の組織体制については協議が進められているところでございまして、この間、経済部のほうから御説明申し上げた新しい組織体制のお話をさせてもらった部分がございまして、そんな中で今年のイベント、朝日町の湖水まつりほか土別市内でも行われています天塩川まつり等々のイベントにつきましても、本来であれば例年もう既に実行委員会等も持たれてやっているというような状況がお互いの観光協会でございますけれども、なかなかその組織体制がきちっと固まらないというような形の中では、どうしても今年の新体制に移行になる部分については現朝日町観光協会なり土別観光協会が進めていこうというような形で確認されておりまして、そんな中で朝日地区の湖水まつりに向けた実行委員会も近々開催されるというようなことでお聞きをしているところでございます。

そんなことで、組織体制の新しい組織体制、なかなか煮詰まらないというような形の中でのそういった実行委員会の開催等がおくれているというようなことでは御了解をいただきたいなというような気がいたします。

そんな中で、今年につきましては、それぞれの地区の観光協会が当面準備をいたしまして、新しい観光協会ができればその新体制の中で事業が実施されていくというような形になりますので、今年の湖水まつりに関して言いますと、朝日地区の観光協会が中心になって事業の中身、

内容等の精査、実行に向けていくというような状況になっております。

そんなことから、観光協会と行政は一体になってやっていかなきゃならんというような部分もあるわけですが、この部分につきましては観光協会が主体になってやってきている事業でございますので、これから持たれる実行委員会の中で今年の事業のあり方についてはそういったものが練られていくようなことだというふうに考えております。

また、一方、一つのこの合併特例区がなくなりまして、この土別市の観光というような部分につきましても、これは昨年から投げかけている部分でございますけれども、一体的な土別市としての観光のあり方というようなものもイベントをすべて含めて見直していくような形の中で、全市的なイベントのあり方というようなものをどういった形にしていこうかというようなことでの投げかけもしている部分がございます、新しい観光協会の事務局体制が整えば24年度へ向けて、今年は24年度からの土別市全体的なイベントのあり方等について論議をされるというような形をお願いしているところでございますので、繰り返しになりますけれども、今年の湖水まつりの部分については中心的には朝日町の観光協会が担っていただくというような形の中で、準備ができれば新体制の中では、7月の段階では新しい新観光協会ができ上がっているというふうに日程的には聞いておりますので、実行に当たっては新土別市観光協会が主催となった形の中で進められるというふうに思っております。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 副市長から、今、総体的にそういうこれからの観光行政のあり方、岩尾内の湖水まつりの今のスケジュール的なことをお話しされましたけれども、実際に、でもこの事業収入なんか見てもよそからの出店を最初から見込んでいますよね。だから、今までとまた違った形態なんだろう。私はこれ見たとき、朝日地区の商業者には全然こういう情報がないので、今年は朝日地区の商業者はこのお祭りに参画できないぞと私は話していますよ。

というのは、事業収入が昨年度6万7,000円からその倍額を見ているわけですよ、大体ね。ということは、恐らく本市のほうから来るのか、あるいはまた出店される希望者が道内あちらこちらから集まってきているお祭りでもと。祭りの形態が変わってはきているんです。

だから、実行委員会がやっぱり早く立ち上げなきゃいけなかったわけですよ。それに何もしないで、この後これが決まったら動き出すんだということなんだけれども、そういうお祭りだったら本当にただ形式的に第34回岩尾内湖水まつりという名称だけが先走っていて、だれも協力体制も何もできていない中で、これからかなり、現朝日観光協会がこちらの主催者になるんだと今おっしゃっていたけれども、そういう体制が本当私は時間がない中でこれやられるの大変だなと思っています。

ですから、やはりもっとこの予算が立ち上がった時点で、その予算が計画された段階で、やっぱり今までやってきた実行委員会のメンバーに最低限でもこの情報は流して、今年はどういう事業規模でやらざるを得ないんだと、そして、これは土別市の観光振興のための位置づけと

して岩尾内湖水まつりはこういう形でやるんだという方向づけだけはやっぱり行政側から示す必要があったんだろうと思うんですね。

観光協会がなくなれば行政がやらなきゃいけないでしょう、これ窓口として、観光課があるんだから。観光係あるんですからね。だから、やっぱりそれを地元で当然のように周知するのが私は、それがおくれたからこんなことになっているんじゃないかなというふうな思いであるんです。きつい言い方すると、朝日町地区の特例区が終了したとたんに朝日地区を軽視したような行政のやり方に私はちょっと憤りを感じているのであります。

ぜひその辺の、いついつまでということは今おっしゃられていないんですけども、じゃ、合併をいつまでやるんだということをお場所で聞かせていただけませんか。朝日町観光協会と土別観光協会の合併をいつまでにして、朝日地区の現会員に対してどういう周知をして募集をされるのか、新たに。そして、土別の観光協会の年会費は個人が2,500円だというふうに聞いていますけれども、その辺の会費の扱いもどういうふうになるのか、じゃお聞かせください、この機会に。

委員長（斉藤 昇君） 川越総合支所長。

朝日総合支所長（川越一男君） これからのまずスケジュールということですが、実は23日に両観光協会と市と三者で合同会議が今予定されているところでございます。この中で、今御質問ありましたことも含めまして、詳細な部分についても検討されて決まっていくものというふうに考えております。その中で、これからの日程等々、相当部分が決められるものというふうに考えているところでございます。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 繰り返しお話しさせていただきますが、どうぞ合併特例区が終わったとたんにこういうやり方ではちょっと困るということ、それと、このお祭りの目指しているもの、それからここに参画している人たちの気持ちを大事にさせていただかないと困りますよ。そのことだけ申し添えて、この問題は終わります。

委員長（斉藤 昇君） そのほか商工費について御質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質問がないようですので、次に移ります。

第8款土木費について御質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質問がないようですので、次に移ります。

第9款消防費について御質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質問がないようですので、次に移ります。

第10款教育費について御質問ございませんか。菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 教育費の中で、実は各種イベントに関する日程の関係でちょっと御質問

させていただきたいと思います。

今年度まで市内のスポーツイベント、本市のほうは教育委員会のスポーツ課、朝日地区は地域教育課のほうで、それぞれスポーツ関係のイベントの日程が決められてきているところがございます。

合併するころに、合併協議会でもちょっとお話をさせていただいた経緯があったんですが、実はその中で一番大きくスポーツイベントそれから文化団体のイベントも当然のように両市町で持っていたわけですね。それが日程調整がなかなかできない状況の中で今日まで5年間を経過してきたわけでありまして、その5年間にやはりいろいろ不都合が生じていることもわかりだと思っております。

特に一番ビッグイベント、全国規模のイベントで申し上げますと、昨年度においてはサフォークランド土別ハーフマラソン大会が7月25日に行われ、同じ日に先ほど論議のありました湖水まつりが実行されているわけでありまして、同じ日に。

こういう矛盾というか、同じ市の中で大きなお祭りがこういうふうにつつかっている、あるいは過去にサマージャンプとハーフマラソン、それぞれ実情もわかるわけでありまして。ハーフマラソンは日本陸連のほうからの日程調整の中で7月の第4日曜日にやられているようですが、過去にその1週間前にやられたことがあるようでもあります。いずれにしても、日本陸連からの指定だと思えます。それで、湖水まつりについては、開発局のほうからのいろんな支援もあつたりで、森と湖に親しむ旬間、要するに7月の下旬に実施されてきているのが今までの例でありました。

今日的課題として、とりあえず質問の最初に、スポーツ課それから地域教育課でそれぞれ来年度新年度にそれぞれのイベントが企画されているようではありますが、現段階で本所と総合支所での打ち合わせはされているのか、このことをお聞かせください。

委員長（斉藤 昇君） 加納スポーツ課主幹。

スポーツ課主幹（加納 修君） お答えをいたします。

スポーツ関連の事業に対しましては、教育委員会スポーツ課と地域教育課で相談をして決めてございます。特に市の先ほど委員おっしゃられましたハーフマラソン、湖水まつり、サマージャンプ、大きな大会については現在調整をしているところでもあります。

それから、市の体育協会初め陸上競技協会その他スキー連盟、サッカークラブ等々の大きなイベントについても一応私どものスポーツ課のほうで取りまとめをいたしまして、クロスカントリー大会等々には、子供たちも参加できる大会については学校の行事予定等々に掲載をしているというところがございます。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） スポーツ関連に関しては、スポーツ課でそれぞれ朝日の分、土別の分を掌握しているようではありますが、そこで、昨年ですか、朝日のジュニアクロスカントリー

ースキー大会があったとき、あるいはそれと前後していつもピヒカラの歩くスキー大会がある。ピヒカラスキー競技大会も200数十名の市民、あるいはまた地域のクロスカントリーの歩くスキー愛好者が集まっている大きなイベントになってきているわけであります。

しかし、そのときに、その前後して朝日でもジュニアの競技大会のほうが行われている。歩くスキーとクロスカントリー競技ですから趣旨は違うといえども、子供たちがやっぱり参画する一つの行事としては最低でも1週間ぐらいいは離していくべきだろうというふうに思っているわけであります。

そういう中でスポーツ課が、じゃ今後もスポーツ関連に対しては重複しないように、そしてまたそれに参画する人たちが速やかに、体に無理のないように両方参画できるような、ぜひイベントの日程を調整してほしいものだなと思うところであります。

特に私が申し上げるのは、朝日のサマージャンプはサマージャンプのスタートなんですよ。ですから、こちらの日程が決まらなないと全国の大会が全部決まっていけないわけですよ。そういう部分もあるわけであります。ですので、早い時期にこの辺の日程調整をしなきゃいけないわけでありますが、どうしてもサフォークランドハーフマラソン、要するに日本陸連のほうから、この日程は今年はいつになるんですか。ハーフマラソンの日程、ちょっとわかればお知らせください。

委員長（斉藤 昇君） 古川生涯学習部次長。

生涯学習部次長（古川靖弘君） 第25回サフォークランドハーフマラソンは7月25日の日曜日になっております。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） 今年と同じ日ですね。ということは、今、湖水まつりも同じ日にぶつかっているわけです。今、25日とおっしゃいましたよね。それは平成22年7月25日が日曜日だけれども、間違いはないですか。いいですか。

委員長（斉藤 昇君） 古川次長。

生涯学習部次長（古川靖弘君） 失礼いたしました。7月24日の日曜日でございます。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） いずれにしても湖水まつりも同じ日に企画されているようであります。

これを今度の先ほどの質問でしましたけれども、日程のほうもまた実行委員会並びに観光協会でも論議されるんでしょうが、こういう形でやはり大きなイベントがぶつかるのは好ましくないと。そして、役所の皆さんがよく言う費用対効果という言葉を使うならば、まさしくそのスポーツと文化のイベントをぶつけていると、そういうふうになるんじゃないのかなというふうに思うわけでありまして、私はかねがねお話をさせていただいているんですが、ぜひ文化振興の行事、あるいは学校の行事までわかっているものがあれば、ホームページがこれだけ盛んになって皆さんが閲覧している状況下にあるので、ぜひどこかのセクションでこういう取りまとめをした中で、市内の行事一覧が決まったところからどんどんそこに書き込んでいただく。

そしてまた、そこ新しく入る人はそこを日程上重複しないような、そういうセクションをどのセクションかでやってほしいと思って以前にも話したことがあります、私はそのセクションとしてはやっぱり企画振興室なんかが窓口となっていて、市内のあらゆる行事のそこで取りまとめをしていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（斉藤 昇君） 林企画振興室長。

企画振興室長（林 浩二君） お答えいたします。

今、菅原委員のほうからスポーツイベント、文化イベント、その他もろもろの行事等含めて重複している日程、調整できないのかということの一覧表をつくってそういったことをできないのかということでお話がありました。

企画振興室といたしましても、広報の関係でさまざまなスケジュール等は事前に把握しているものもございます。そこで、例えば文化事業からいたしますと、例えば演劇だとかコンサート、あと各部においても各種講演会、フォーラム等々がございます。今、委員がおっしゃられたように市全体でこういった情報の事前共有は必要なこととっておりますので、一つの方法といたしまして、市役所職員に現場は別といたしましても庁内すべてパソコンの中でもネットワークがつながっております。いわゆるそのグループウェアがございます。その中に一つ共通のスケジュール予約というコーナーを設けることによって、各担当課が既に決まっている予定、計画段階でも構わないんですけれども、それを先々入れていくことによって、例えばその日程の重複というようなことはわかるわけです。それでわかった上でもやらざるを得ないか、重複しているから避けるのかということ、それは各担当課の判断にはなりますけれども、そういったその情報の集約ということについて、そういったそこに載せるルールづくりを含めて23年度政策会議の中でその方向をひとつ検討していきたいなと思っています。

以上であります。

委員長（斉藤 昇君） 菅原委員。

委員（菅原清一郎君） ぜひ早い機会にこのことに対しては取り組んでいただきたい。特例区がなくなって、今度、じゃスポーツの団体はスポーツ課の中で朝日の地域協議会ですか、そちらでやれた事業もそこで掌握する、あるいはまた企画のほうで全市的な行事をそこへ網羅してホームページ上にアップしていただければ、そこにいろんな団体も早く日程が調整でき、また、先ほどから話しているとおり実行する側も、それからお客さんも楽しめるいろんなイベントにしていかなきゃいけないというところからいくと、いち早くこのことには取り組んでいただきたいと思いますので、できるだけ早い機会に、企画振興課が窓口になっていただけるということであればぜひそういう形で進めてほしいと思いますが、よろしいでしょうか、そういう形で。

委員長（斉藤 昇君） 鈴木総務部長。

総務部長（鈴木久典君） 今、菅原委員のほうからお話あったように、例えばハーフマラソンですと日本陸連、それからサマージャンプなんかでいくと全日本スキー連盟、そして湖水まつり

という面でいくと開発局との調整といったようなことで、市が独自にその日程を決められないといったようなこのイベント等も数多くあるわけです。

このイベント等の開催に当たっては、主催者側の意向あるいは会場の問題、それから講師ですとかそういったような方々のスケジュール、こういうことが絡んできますので、一部重複するというようなケースも避けられないという一面も有しているわけであります。

こういったイベントを企画していく段階において、こういった日程を調整する、判断できる材料となるように、今、室長が申し上げましたように市のグループウェア、こういったものを活用しながら調整していくということで、これまでいろいろ議会の中でも御議論いただきましたけれども、今回また改めて政策会議なり庁議なり、こういうのを通じて情報の共有を図るといって努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） 私から一言お伺いしたいと思いますが、1月の中旬以降に土別市小中学校の適正配置にかかわる基本的な考え方を検討委員会から示されました。この中で4項目にかかわる提言をされたわけでございますし、更に今回のこの委員会の終了後に何かこれらの説明もあるようなことを聞いておりますが、私は内容わかっておりませんので、あえてここで質問させていただきます。

そんなことで、この提言書に対する教育委員会の回答というのはちょっと難しいかもしれませんが、それに伴う提言というか、そういう検討がきちっともう終わられたのかどうか、ちょっとお伺いいたします。

委員長（斉藤 昇君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君） お答えいたします。

今、委員御案内のとおり、去る1月19日に土別市小中学校適正配置検討委員会から教育長に対しまして提言書が送られたところでございます。この提言書の内容につきましては、議会の議員の皆様方にも御説明を申し上げてきたところでございます。

そこで、その後今日まで、私ども教育委員会といたしましては、実際の教育委員会としての小中学校の適正配置計画策定に当たりまして、提言書の内容等々を市内6地区において説明を申し上げまして、加えまして実際の適正配置計画を作成するに当たりまして、改めて御意見や御要望等をお伺いをしたところでございます。

そこで今御案内のとおり、その内容につきましては本議会が終了した段階で御説明をするというような運びになっているところでございます。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） そういうことから、学校の適正配置については何らかの方向を示されるんだと私は理解しております。

そこで、今回の東北関東大震災のこの未曾有なる災害とあわせまして、この学校の耐震対策が本市でも、国が昭和56年以前に建設された各学校に対して地震対策を盛り込んで今おられるところでございます。

それで、本市でも小中学校の中で8校がその対象になっていたわけでございます。それで適正配置の関係から、これが何校になっておるかは私も存じておりませんので、そこら辺のところももし掌握できているのであればお伺いしたいと思います。

そして、今回のこの東北関東大震災の状況から見ましても、今までかつてないこういう震災というのは、どこでいつ、どこに起きるかわからない状況だということを我々国民が本当にひしひしと感じさせられた事件事故であったと思います。そんな中で、私どものこの小中学校の今耐震の対策を施しなさいということが南小学校を軸に早期に取り組んでおられることは承知してございます。そんな中で、あとそれらから外れた緊急に対応する以外の学校については、緊急度の高い、要するに万が一こういう大きな地震が生じたときにどこが一番危険な校舎を持っているのか、そういうところを把握されているのかどうかあわせてお伺いしたいのと、あわせて私が学校をあちこち見させていただいておりますが、当時の学校の建設はもうかなり古いものから、43年ごろから建設されたものがございます。そんな中で老朽化も著しく激しく、私の地元の小学校では2階の教室の床が十数センチも陥没しているという、そういう状況があったり、はりが下がってきたり天井が下がってきたりという、そういう異常に近いようなそういう校舎もあるわけですから、それらに対しての教育委員会としてのこの改築を今後していくんだということに対しての位置づけを示していただきたいと思いますが、お考えを伺います。

委員長（斉藤 昇君） 石川生涯学習部長。

生涯学習部長（石川 誠君） お答えいたします。

まさにただいま岡崎委員のほうからお話がありましたとおり、このたびの小中学校の適正配置計画につきましては、大変古い校舎があって、子供たちの安全・安心な学校での学習ということが主軸として計画を策定するものでございます。

そこで、それらの計画につきましては、まず子供たちというのは一日じゅう学校で生活・学習をするわけでございますので、何よりも安全な環境というのが大切でございます。そういったことからいたしましても、旧耐震校舎であります学校につきましては早急な耐震性の確保が求められていたところでもございます。

お話にございましたいわゆる旧耐震校舎ということになります。昭和56年以前に建設された校舎ということになってまいりますが、現状におきましては小学校が6校、中学校が3校ございます。しかし、その校舎の老朽化に伴う新耐震化の必要性というのは十分私も認識しておりますし、これは全学校の耐震化ということになりますと大変多額な費用を要するということが、あわせまして本市の財政運営や後年度に過大な負担を残さないというような視点もあわせ持ちまして、今般学校の適正配置計画を策定をいたしましたものでございます。

したがって、すべての学校においてこれら耐震化を図るというわけではございませんで、

地域の方々の同意を得た上で統廃合を進めようという計画になってございます。

それから、校舎の現状の実態についてのお話もございました。当然計画を持ってそれぞれ学校の統廃合を進めるということでこれからお示しをさせていただくわけですが、実際にその校舎そのままが当分の間存続するというような学校につきましては、何よりも子供たちの安全性等々を踏まえた上で必要に応じた校舎の改修等を漸次進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（斉藤 昇君） 岡崎委員。

委員（岡崎治夫君） ぜひ今回の地震の教訓を生かして、日本の将来を担う子供たちが安心・安全で学べる学びやを一日も早く改築されて、安心して子供たちが教育を受けられるように述べて、私の質問といたします。

委員長（斉藤 昇君） そのほか教育費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第11款公債費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第12款職員費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質疑がないようですので、次に移ります。

第13款予備費について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質疑がないようですので、以上で歳出の審査を終わります。

次に、歳入の審査に入ります。

第1款市税から第21款市債まで一括して御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質疑がないようですので、以上で歳入の審査を終わります。

次に、第2条から第4条までの債務負担行為、地方債及び一時借入金について審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御質疑がないようですので、一般会計予算全般について御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） お諮りいたします。本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。小池委員。

委員（小池浩美君） 私は、ただいま議題となっています議案第5号 平成23年度士別市一般会計予算案について反対いたします。

本予算案は、福祉や子育てなど民生費に配慮し、また、まちづくりのための特別枠を設けるなど市民要求にこたえようとする姿勢であり、全体として評価できるものです。

しかしながら、高齢者等入浴料助成事業は、朝日と士別地区合併における朝日地区住民の期待感を喪失させ、元気を失わせるものとなります。朝日地区住民の代表である合併特例協議会の意見を両地区の一体化、公平性を盾に切り捨てたものになっています。

市民の意見をしっかり聞いて慎重に物事を判断していく牧野市政にあって、残念ながらこの部分では失政と評価せざるを得ません。

合併は、必ずしも全市が一体化、何でも平等であらねばならないということではありません。その地域独自の歴史や文化があり、考え方や社会環境があって発展してきているのですから、いろいろな場面で格差や違いがあって当然だと考えます。

また、一方では、先ほどの通学バスへの助成事業をめぐる論議に見られるように平等のほころびもそこここに出てきているわけです。それゆえに丁寧に住民の思いや感情を酌み取り、市民の立場に立った柔軟な市政が求められます。

これからもさまざまな場面で朝日・士別両地区の差異による課題に当面するでしょうが、何でも平等、何でも一体化のもとに声の弱い部分が切り捨てられていくことに大きな危惧を覚えるものです。

よって、本予算案には反対いたします。

委員長（斉藤 昇君） 御異議がありますので、起立により採決をいたします。

本案については原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立（起立多数）〕

委員長（斉藤 昇君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号 平成23年度士別市診療施設特別会計予算について審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号 平成23年度士別市国民健康保険事業特別会計予算について審査願います。

御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第8号 平成23年度士別市後期高齢者医療特別会計予算について審査願います。御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第9号 平成23年度士別市介護保険事業特別会計予算について審査願います。御質疑ございませんか。神田委員。

委員（神田壽昭君） 介護保険事業特別会計について1点だけお伺いしたいと思います。この中で家族介護支援事業というものがあります。高齢者を抱えている家庭としては、施設に入所する方法もありますし、また、それができない家族は家庭で介護するという、そういう方もおられるわけでありまして、市がこれに対して一定の支援をするということで640万円程度の予算措置がされているわけでありまして、ここで私は、この事業に介護教室やあるいは認知症のサポーター養成講座というものが開かれているようでありまして、この講座や教室にどの程度この家族が参加されているのか。更に介護者に対して、やはり一定の負担がかかるということでは、行政はある一定の直接的な経済的な支援も必要でないのかなというふうに思っているんですが、まず最初に講座やそれからサポーター養成講座、家族の介護教室やそれから直接支払いというか支援策があるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

委員長（斉藤 昇君） 米谷介護保険課長。

介護保険課長（米谷祐子君） お答えいたします。

介護教室については、広く一般市民を対象にいたしまして、毎年1回、地域包括支援センターが認知症予防のことから介護予防広く一般に在宅での介護についていろいろなささまざまな内容で介護教室を開催しています。おおむね平均100名ずつの参加となっておりますが、多くは興味を示していただける一般の市民の方々であります。

それと認知症サポーター養成講座につきましては、国で定める平均的な認知症の発生率、これは高齢者人口の6%だとか7%と言われているんですが、士別市では500人から600人養成することを目的としていまして、大体ここ数年間で、ちょっと今、手元に数字はございませんけれども、ほぼそれに近いサポーターが養成されているところであります。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） 神田委員。

委員（神田壽昭君） 私の予想より随分その介護教室に通われている方が多いなというふうに思っておりますし、それだけ家族に対する思いが市民の方にはあるのかなというふうに思っています。

それともう一つは、この事業取り組んでいるのは介護用品の助成ということがあるようですが、これは特にどういう用品に対して助成があるのかですね。それと、先ほど質問の中でありました直接家族に経済的な支援があるのかどうかということも、それからもう一つは無料短期入所、このことができる介護度というのはどの程度なのかという、3点についてお伺いします。

委員長（斉藤 昇君） 米谷課長。

介護保険課長（米谷祐子君） お答えします。

この家族介護支援事業であります。まず、この家族介護支援事業の内容について御説明させていただきます。

この事業は、要介護認定において要介護4または5の判定を受けた、いわゆる寝たきりの要介護者を現に在宅で介護している方に、その慰労と負担の軽減を図るために介護用品購入券、これは1,000円の商品券で月額9,000円、年間10万8,000円分を交付するとともに、市内の短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所いわゆるショートステイの利用料及び食費、滞在費の実費負担額が無料となります短期入所無料利用券10日分を交付する事業でございます。

介護用品の内容であります。介護用品購入券で購入できる用品については9種類ぐらいあるんですけども、その中でも多いものから申し上げますと、紙おむつ、尿取りパッド、おしりふきナプキンなどが主な購入品目となっております。

家族への直接的な支援というところでございますが、この家族介護支援事業は委員さんおっしゃるとおり重度の方を在宅で、施設サービスなどを利用しないで在宅で見ている介護者を支援するというので、まず肉体的負担といいたいまいしょうか、そこら辺で精神的負担も入りますけれどもショートステイの10日分の利用券、これは大体1日2,855円かかるんですけども、年間10日間で2万8,550円となります。それと先ほどの介護用品購入券については年間10万8,000円の商品券での交付ということになります。

以上です。

委員長（斉藤 昇君） ほかに御質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（斉藤 昇君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第10号 平成23年度士別市介護サービス事業特別会計予算について審査願います。  
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第11号 平成23年度士別市地方卸売市場事業特別会計予算について審査願います。  
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号 平成23年度士別市公共下水道事業特別会計予算について審査願います。  
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号 平成23年度士別市農業集落排水事業特別会計予算について審査願います。  
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第14号 平成23年度士別市工業用水道事業特別会計予算について審査願います。  
御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号 平成23年度士別市水道事業会計予算について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号 平成23年度士別市病院事業会計予算について審査願います。

御質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) お諮りいたします。本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で付託案件の審査を全部終了いたしました。

お諮りいたします。付託案件に対する委員会の報告につきましては、委員長に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

委員長(斉藤 昇君) 次に、お諮りをいたします。以上をもって予算審査特別委員会を終わることにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長(斉藤 昇君) 御異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会はこれをもって終わります。

大変御苦労さまでした。

(午後 2時35分閉議)

委員長（齊藤 昇君）（登壇） 一言お礼のごあいさつを申し上げます。

15日より3日間、23年度の予算審査特別委員会、全員で構成する委員会が開催されて近年にない非常に密度の濃い論議がされたと、非常に委員長としても感銘をいたしているところでもございます。この一番初めに就任のあいさつのときに申し上げましたけれども、本当に皆さんがそれぞれ委員会の重要性をかんがみて真剣に論議をされた、これは歴史も残るのではないかと、こう再度皆さんにお礼を申し上げたいと思うんです。

理事者にあっても、真摯に委員の皆さん方の意見をお聞きいただいて、そして今回は初めて主査職の皆さんも何人かは答弁に出るといふ、これは予算委員会始まって以来初めてのことでございます。非常にそういうこれからの市役所を背負って立つ若手も答弁に立つといふ、そういう新たな試みも成功されたのではないかとと思うのでございます。

そして、その市長部局以外の教育委員会を初めとして機関の皆さん方にも、本当に真摯に最後まで熱心に御論議やそして御主張いただいたことを心からお礼を申し上げたいと思うのでございます。

本予算委員会を通じて出されたさまざまな御意見、そして土別の市政の発展方向、そしてそれらに真摯にこたえられた、これを大きな糧として、この平成23年度が土別市の歴史に残っていく、そういう年にされていくように全職員そして議会も一丸となって土別の発展のために、そしてそれは何よりも市民の福祉と教育や幸せのために頑張っていくことだと思うのです。

議会や理事者が元気を出すこと、これは何よりも市民の皆さん方に元気を与え、市民の皆さん方も元気を出していただける、そういうふうと思うのでございます。

本予算委員会を通じてそれらのことを私どももしっかりと踏まえて今年1年間頑張っていく所存でございます。さまざまな困難もあつたり、あるいは喜びもあつたりするでしょう。その時々牧野市長はスピード感をあふれるようにとこうおっしゃっておりますけれども、スピード違反をしないように、あるときは立ちどまってしっかりと前を見ながらともに進んでいきたい、そういうことを申し上げて、本当に理事者の皆さんや委員の皆さんにお礼を申し上げます。

そして、最後に報道機関の皆さん、連日詳しく、あるいはまた簡単に報道していただいて、市民の皆さんにお知らせをいただきました。本当に報道機関の皆さんにも心からお礼を申し上げます。ちょっと長くなりましたけれども、お礼のごあいさつにかえる次第であります。

本当にありがとうございました。（拍手）（降壇）